

# ○こうち人づくり広域連合職員の給与の支給に関する規則

平成14年12月1日

規則第14号

改正 平成18年3月30日 規則第2号

改正 平成20年10月1日 規則第6号

改正 平成30年2月13日 規則第1号

改正 令和2年4月1日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、こうち人づくり広域連合職員の給与に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第16号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給等に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給日)

第2条 給与（通勤手当を除く。以下この項において同じ。）の支給日は、次の表（以下この項において「支給日表」という。）に定めるとおりとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める日を支給日とする。

- (1) 支給日表の右欄に定める日が日曜日に当たるとき 同欄に定める日の前前日（その日が14日となるときは、17日（17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（第3号において「休日」という。）に当たるときは、18日））
- (2) 支給日表の右欄に定める日が土曜日に当たるとき 同欄に定める日の前日
- (3) 支給日表の右欄に定める日が16日でその日が休日に当たるとき 17日

給与の種類	支給日
給料及び給料の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当	その月の16日
時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当	翌月の16日
期末手当、勤勉手当	6月30日、12月10日

2 職員がこうち人づくり広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年こうち人づくり広域連合条例第11号。以下「勤務時間条例」という。）第10条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間（勤務時間条例第10条の2に規定する時間外勤務代休時間をいう。第6条の6第1項において同じ。）に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第10条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

3 任命権者は、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する支給日を特に変更する必要がある場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得なければならない。

（給与の支給日等の特例）

第3条 月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において新たに職員となった者及び給与期間中給料の支給定日前において離職し、又は死亡した職員には、その際給料を支給する。

2 前項の場合において、死亡した職員には、当該職員がその月の末日に死亡したものとした場合に受けるべきこととなる給料を支給する。

第4条 職員がその所属する給料の支給義務者を異にして異動した場合においては、発令の前日までの給料は、その給与期間中の現日数から勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、その者が従前所属していた給料の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者がその月に受ける給料額からその者が従前所属していた給料の支給義務者においてすでに支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになった給料の支給義務者において支給する。

2 前項の場合において、その者が従前所属していた給料の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなった給料の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。

第5条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であっても、請求の日までの給料を日割計算により、その際支給する。

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合における給与期間の給料は、日割計算により支給する。

(1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合

(3) 大学院修学休業（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をいう。）を始め、又は大学院修学休業の終了により職務に復帰した場合

(4) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

2 前項の場合において、職員が給料の支給定日後に復職し、又は職務に復帰した場合には、その給与期間中の給料をその際支給する。

（管理職手当）

第7条 管理職手当を支給する職は、次表に掲げる職とし、当該職を占める職員に支給する管理職手当の額は、その職員の給料月額に次表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

支給対象の職	支給割合
事務局長	100分の16

- 2 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。
- 3 職員が、給与期間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当を支給しない。ただし、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号。以下「職員の給与条例」という。）第26条第1項に該当する負傷又は疾病により勤務しなかった場合を除く。
- 4 職員が管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は支給しないものとする。

（給与の減額）

第8条 条例第2条第2項の規定により例によることとされる職員の給与条例第14条及びこうち人づくり広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成20年条例第1号）第19条に規定する給与の減額は、その給与期間の勤務しなかった全期間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

- 2 職員の給与条例第14条の規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日（以下この項において「祝日法による休日」という。）及び年末年始の休日（以下この項において「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては7時間45分に育児短時間勤務職員等の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た時間、再任用短時間勤務職員にあつては7時間45分に再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た時間、任期付短時間勤務職員にあつては7時間45分に任期付短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間割合を乗じて得た時間）を乗じて得た時間とする。

（時間外勤務手当）

第9条 職員の給与条例第15条第1項の規則で定める割合は、次に定める割合とする。

- (1) 職員の給与条例第15条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125
- (2) 職員の給与条例第15条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

- 2 職員の給与条例第15条第3項の規則で定める割合は、100分の25とする。
- 3 職員の給与条例第15条第3項及び第4項の規則で定める時間は、次に掲げる場合について、それぞれ広域連合長が別に定める時間とする。
  - (1) 職員の給与条例第14条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）若しくは年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）又は次条第1項若しくは第3項に規定する日が属する週において、職員が当該祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は同条第1項若しくは第3項に規定する日に勤務することを命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等（次号において「週休日の振替等」という。）により勤務時間が割り振られた場合

(2) 前号に規定する場合を除き、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合

4 職員の給与条例第15条第4項の規則で定める割合は、100分の50とする。

(休日勤務手当)

第10条 職員の給与条例第16条前段の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日の直後の勤務時間条例第10条の2第1項に規定する勤務日等(以下この項において「勤務日等」という。)(当該勤務日等が祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等、勤務時間条例第10条の2第1項の規定により当該勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日又は第3項に規定する日(以下この項において「休日等」という。)に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等)とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、任命権者が他の日とすることについて、あらかじめ広域連合長の承認を得たときは、その日とする。

2 職員の給与条例第16条前段の規則で定める割合は、100分の135とする。

3 職員の給与条例第16条後段の規則で定める日は、別に広域連合長が指定する日とする。

(時間外勤務手当等の支給等)

第11条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務命令簿により勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間について支給する。

2 前項のそれぞれの手当の支給の基礎となる時間数は、その月の勤務した時間数(支給割合を別にする部分ごとに、各別に計算した時間数)を合計したものとする。この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 職員の給与条例第18条の規則で定める時間は、職員の給与の支給等に関する規則(昭和31年高知県規則第3号)第6条の4第2項に規定する時間とする。

(管理職員特別勤務手当)

第12条 管理職員特別勤務手当を支給する職は、第7条第1項に規定する職とする。

2 管理職員特別勤務手当の額は、勤務1回につき8,000円とする。

第13条 任命権者は、別記様式による管理職員特別勤務実績簿を作成し、保管しなければならない。

(雑則)

第14条 この規則の規定により難い事情があると認められたときは、広域連合長の承認を得て、別段の取扱をすることができる。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日規則第2号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年2月13日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第13条関係）

### 管理職員特別勤務実績簿

職名	事務局長	氏名	
----	------	----	--

勤務の内容	勤務の開始時刻 及び終了時刻				休憩等 の時間	実働時間	勤務 者印	確認 者印	週休日の振替又は半日勤務時間の 割振り変更が行えなかった理由等
	月	日	時	分から 分まで					
	月	日	時	分から	時間	時間			
	月	日	時	分まで	分	分			
	月	日	時	分から	時間	時間			
	月	日	時	分まで	分	分			
	月	日	時	分から	時間	時間			
	月	日	時	分まで	分	分			
	月	日	時	分から	時間	時間			
	月	日	時	分まで	分	分			
	月	日	時	分から	時間	時間			
	月	日	時	分まで	分	分			